

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）
規制の名称	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
規制の区分	新設、 改正 （ 拡充 、 緩和 ）、廃止
担当部局	国際局調査課
評価実施時期	令和元年 10 月
規制の目的、内容及び必要性	<p>本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。</p> <p>現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。</p> <p>一方で、現行制度では上場会社の株式取得が 10%以上の場合等のみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。</p> <p>行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p> <p>しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。</p>
	<p>（遵守費用）</p>
	<p>（行政費用）</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</p> <p>財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。</p> <p>⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握</p> <p>本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</p> <p>本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われなければならないこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証</p> <p>新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大半は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減さ</p>

	<p>れる（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改正は適切かつ合理的なものと考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p> <p>本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。</p> <p>（代替案：事後介入制度の導入） 代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。</p> <p>[費用・効果] 事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。</p> <p>[本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 令和元年10月8日に閣議・外国為替等審議会 第43回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 本法律案の施行後5年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	